

○群馬県警察意見提出制度運営要綱の制定について（例規通達）

平成 19 年 5 月 15 日

群本例規第 14 号（広）警察本部長

このたび、別添のとおり、群馬県警察意見提出制度運営要綱を制定したから、適正かつ効果的な運用に努められたい。

## 別添

### 群馬県警察意見提出制度運営要綱

#### 第1 目的

この要綱は、警察本部長（以下「本部長」という。）が重要な政策に係る意思決定を行うに当たり、その目的、内容その他必要な事項を公表して広く県民の意見を求めるとともに、提出された意見を考慮して意思決定を行う意見提出制度（以下「本制度」という。）に関して、必要な事項を定めることにより、政策形成の過程の公正性及び透明性を確保し、民意を反映した警察行政の推進に資することを目的とする。

#### 第2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ定めるところによる。

- 1 法令等 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）及び条例をいう。
- 2 規則等 規則（群馬県規則及び公安委員会規則をいう。以下同じ。）、審査基準、処分基準及び行政指導指針をいう。
- 3 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。
- 4 審査基準 申請により求められた許認可等の可否について、その根拠となる法令等又は規則の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。
- 5 処分基準 不利益処分の可否又は不利益処分の種別について、その根拠となる法令等又は規則の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。
- 6 行政指導指針 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとする場合において当該行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。

#### 第3 対象

本部長は、次に掲げる政策（以下「政策等」という。）の意思決定に当たり、本制度に基づく手続（以下「本手続」という。）を行うものとする。

- 1 警察行政の基本となる方針、計画等のうち、県民の意見を反映する必要があると本部長が認めるもの
- 2 次に掲げる条例又は規則の制定又は改廃
  - (1) 警察行政に関する基本方針又は基本姿勢を定める条例
  - (2) 県民に義務を課し、又は県民の権利を制限する条例又は規則（分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）
- 3 審査基準の設定又は改廃
- 4 処分基準の設定又は改廃
- 5 行政指導指針の設定又は改廃
- 6 その他本部長が必要であると認めるもの

#### 第4 適用除外

第3の規定にかかわらず、次に掲げるものの意思決定に当たっては、本制度を適用しない。

- 1 条例又は規則に定める行為が処分に該当する場合における当該条例又は当該規則
- 2 法令等の規定に基づき施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する条例又は規則

- 3 審査基準、処分基準又は行政指導指針のうち、法令等若しくは規則の規定により又は慣行として、公にされないものその他本部長が公にしないと認めるもの

## 第5 原案等の公表

- 1 本部長は、政策等の意思決定を行うまでの間に、原案（政策等の意思決定をしようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及び次に掲げる事項を公表するものとする。
  - (1) 政策等の題名
  - (2) 政策等の原案に対する意見募集の開始日及び終了日
  - (3) 政策等の原案の入手方法
  - (4) 結果の公表予定時期
- 2 前記1の規定により公表する政策等の原案は、具体的かつ明確なものであって、かつ、当該政策等を定める根拠となる法令等又は規則（以下「根拠法令等」という。）がある場合は、その名称及び条項を明示するものとする。
- 3 本部長は、政策等の原案を公表する場合は、原則として、次に掲げる資料を併せて公表するものとする。
  - (1) 政策等の原案の趣旨、目的、背景等必要な資料
  - (2) 政策等の原案の概要
  - (3) 政策等の原案に関連する次の資料
    - ア 根拠法令等がある場合は、その根拠法令等
    - イ 政策等の原案の作成に際して整理した論点
    - ウ その他必要な資料
- 4 前記3の資料は、県民の理解に資するよう、できる限り平易な表現により作成するとともに、意見提出しやすいように創意工夫を図るものとする。
- 5 第3の2から5までに掲げる政策が次のいずれかに該当する場合は、本手続は適用しない。
  - (1) 公益上又は法令等の規定等により、緊急に条例又は規則等の制定（設定を含む。）又は改廃をする必要がある場合において、本手続を実施することが困難であるとき。
  - (2) 他の県の機関が意見提出制度を実施して定めた政策等と実質的に同一の政策等の制定（設定を含む。）又は改廃をする場合
  - (3) 法令等の規定に基づき、法令等の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める条例又は規則の制定又は改廃をする場合
  - (4) 政策等を定める根拠となる法令等の規定の削除に伴い、当然必要とされる当該政策等の廃止をする場合
  - (5) 他の法令等の制定又は改廃に伴い、当然必要とされる規定の整理その他本手続を実施することを要しない軽微なものを内容とする規則等の制定（設定を含む。）又は改廃をする場合

## 第6 意見の提出者

- 1 本手続の意見提出の対象範囲は、原則として、県内に在住し、在勤し、又は在学する個人、県内に事務所又は事業所を有する法人又は個人及び県内に事務所を有する団体とする。

- 2 前記1の規定にかかわらず、本手続を実施する政策等の内容に応じ、広く意見を求めることができるものとする。

#### **第7 原案等の公表方法及び意見の募集期間**

- 1 政策等の原案等の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。
  - (1) 警察本部庁舎1階に設置した行政資料コーナー（以下「行政資料コーナー」という。）における閲覧
  - (2) 群馬県警察ホームページ（以下「ホームページ」という。）への掲載
  - (3) その他本部長が必要と認める方法
- 2 意見の募集期間は、原案等の公表の日から起算して30日以上とし、公表時に明示するものとする。
- 3 前記2の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、30日を下回る募集期間とすることができる。この場合においては、当該原案等の公表の際その理由を明らかにするものとする。

#### **第8 意見の提出方法**

意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール及び持参とし、原案等の公表時に明示するものとする。

#### **第9 意見の考慮**

本部長は、本手続を実施して政策等の意思決定を行う場合は、意見提出期間内に提出された当該政策等の原案についての意見（以下「提出意見」という。）を十分に考慮するものとする。

#### **第10 結果の公表等**

- 1 本手続を実施して政策等を定めた場合は、当該政策等の公布（公布しないものにあつては、公にする行為（第3の2に係るものにあつては条例案の議会への上程、第3の2の規則に係るものにあつては公布日）。5において同じ。）までに、次に掲げる事項を公表するものとする。
  - (1) 政策等の題名
  - (2) 政策等の原案等の公表日
  - (3) 提出意見（提出意見がなかった場合にあつては、その旨）
  - (4) 提出意見を考慮した結果（本手続を実施した政策等の原案と定めた政策等との差異を含む。）及びその理由
- 2 前記1の規定にかかわらず、必要に応じ、前記1の(3)の提出意見に代えて、これらを整理し、又は要約したものを公表することができるものとする。この場合において、公表の後遅滞なく、当該提出意見を閲覧その他適当な方法により公にするものとする。
- 3 前記1又は2の規定により提出意見を公表し、又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがある場合その他正当な理由がある場合は、当該提出意見の全部又は一部を除くことができるものとする。
- 4 本手続を実施したにもかかわらず政策等を定めなかった場合は、その旨（別の政策等の原案について改めて本手続を実施しようとする場合にあつては、その旨を含む。）並びに前記1の(1)及び(2)に掲げる事項を速やかに公表するものとする。

5 第5の5の規定により原案の公表を実施しないで政策等を定めた場合は、当該政策等の公布をする日までに、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 政策等の題名及び趣旨
- (2) 本手続を実施しなかった旨及びその理由

6 第7の1の原案等の公表方法は、結果の公表等について準用する。

#### **第11 実施責任者及び実施責任者の行う事務**

意見提出制度の手続の実施責任者は、政策等を所管する所属の長とし、次に定める事務を行うものとする。

- 1 実施責任者は、政策等を公表する場合は、意見提出制度の適用可否、公表事項、公表方法、意見の募集期間等について、警務部広報広聴課長（以下「広報広聴課長」という。）と協議の上、意見提出制度実施報告（開始時）（別記様式第1号）により、本部長決裁を受けるものとする。この場合において、公安委員会の権限に属するものについては、公安委員会の承認を得るものとする。
- 2 実施責任者は、第5の5の規定により意見提出制度を実施しない場合は、意見提出制度実施報告（実施しない理由）（別記様式第2号）により、広報広聴課長と協議の上、事前に本部長の決裁を受けるものとする。
- 3 実施責任者は、意見提出制度実施報告（開始時）又は意見提出制度実施報告（実施しない理由）について本部長の決裁後、その写しを広報広聴課長に送付するものとする。
- 4 実施責任者は、第5の規定による原案等の公表を実施する場合は、意見の募集について（別記様式第3号）により行うものとする。この場合において、ホームページへの掲載及び行政資料コーナーでの閲覧は、広報広聴課長に依頼するものとする。
- 5 実施責任者は、政策等の意思決定が行われた場合は、意見提出制度実施報告（結果公表時）（別記様式第4号）により本部長の決裁を受けるものとする。この場合において、公安委員会の権限に属するものについては、公安委員会の承認を得るものとする。
- 6 実施責任者は、意見提出制度実施報告（結果公表時）について本部長の決裁後、その写しを広報広聴課長に送付するものとする。
- 7 実施責任者は、第10の規定により結果の公表をする場合は、意見の募集結果について（別記様式第5号）により行うものとする。この場合において、ホームページへの掲載及び行政資料コーナーでの閲覧は、広報広聴課長に依頼するものとする。

#### **第12 広報広聴課長の行う事務**

- 1 広報広聴課長は、郵便、ファクシミリ、電子メール及び持参により県民から提出された意見を実施責任者に送付するものとする。
- 2 広報広聴課長は、意見提出制度の実施状況について意見提出制度実施状況（別記様式第6号）をホームページへの掲載及び行政資料コーナーでの閲覧により公表するものとする。

別記様式省略